

令和元年度 香美市副食費徴収対象者表

2号

(※市外施設をご利用の方の副食費等の金額については、施設へお問い合わせください。)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		副食費（月額・円）	
階層	市民税課税区分	2号認定（3～5歳児クラス）	
		標準時間認定	短時間認定
1	生活保護世帯	0円 徴収免除対象のため	
2-2	市民税非課税世帯		
	2-1 ひとり親家庭・障害者家庭等(※3)		
3-1-2	市民税所得割非課税(均等割のみ課税)世帯		
	3-1-1 ひとり親家庭・障害者家庭等(※3)		
3-2-2	市民税所得割額 24,300円 未満 の世帯		
	3-2-1 ひとり親家庭・障害者家庭等(※3)		
3-3-2	48,600円 未満 の世帯		
	3-3-1 ひとり親家庭・障害者家庭等(※3)		
4-1-2	57,700円 未満 の世帯 (年収360万円未満相当世帯)		
	4-1-1 ひとり親家庭・障害者家庭等(※3)		
4-2-2	65,000円 未満 の世帯	0円 徴収免除対象のため	
	4-2-1 ひとり親家庭・障害者家庭等(※3)		
4-3-2	77,101円 未満 の世帯	4,500円 第3子以降無料(注)	
	4-3-1 ひとり親家庭・障害者家庭等(※3)		
4-4	81,000円 未満 の世帯	4,500円 第3子以降無料 (注) 同一世帯から保育所等に同時入所している 最年長の子どもを第1子とカウントして 第3子以降の子どもは無料です。	
4-5	97,000円 未満 の世帯		
5-1	121,000円 未満 の世帯		
5-2	145,000円 未満 の世帯		
5-3	169,000円 未満 の世帯		
6-1	213,000円 未満 の世帯		
6-2	257,000円 未満 の世帯		
6-3	301,000円 未満 の世帯		
7	397,000円 未満 の世帯		
8	397,000円 以上 の世帯		

別途、実費については施設からお知らせがあります。

*4～8月分までの保育料は令和元年度(※1)の市民税額、9～3月分の保育料は令和2年度(※2)の市民税額により決定します。

◆徴収免除対象で市外施設を利用の方◆

徴収免除対象の階層の方で、市外施設をご利用の方は、月額4,500円を上限に徴収免除となります。施設の給食費(副食費)が月額4,500円を超える場合は、差額は保護者負担となります。

その他 裏面<注意事項>参照

令和元年度 香美市副食費徴収対象者表

1号

◆ 1号認定：幼稚園、認定こども園等での「教育」を希望された方

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		副食費（月額・円）
階層	市民税課税区分	1号認定
		教育標準時間
1	生活保護世帯	免除
2-2	非課税世帯（市民税所得割非課税（均等割のみ課税）世帯を含む）	
	2-1 ひとり親家庭・障害者家庭等（※3）	
3-2	市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯	
	3-1 ひとり親家庭・障害者家庭等（※3）	
4	市民税所得割課税額が211,201円未満の世帯	免除対象外 （第3子以降は免除対象） ※金額については施設にご確認ください。
5	市民税所得割課税額が211,201円以上の世帯	

別途、実費については施設からお知らせがあります。

◆ 徴収免除対象で市外施設を利用の方 ◆

徴収免除対象の階層の方で市外施設をご利用の方は、日額225円×給食提供日数が徴収免除となります。
（上限 月額4,500円）
施設の給食費（副食費）が月額4,500円を超える場合は、差額は保護者負担となります。

* 4～8月分までの保育料は令和元年度（※1）の市民税額、9～3月分の保育料は令和2年度（※2）の市民税額により決定します。

共通《注意事項》

※1 平成30年中の所得に対し課税された市町村民税のことです。

※2 令和元年中の所得に対し課税された市町村民税のことです。

※3 障害者家庭とは、児童が障害児（者）と生計を同じくする世帯をいいます。毎年、申立書が必要です。

※4 この表の階層区分に定める市町村民税について、次の税額控除は適用されません。

（寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当控除等）

（備考）

- 同一世帯から保育所等に同時入所している最年長の子どもを第1子とカウントして第3子以降の子どもは無料です。
同時入所の人数算定には、保育所の他に幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援、医療型児童発達支援、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業又は企業主導型保育事業を利用している児童を含めます。
ただし、1号認定子どもの場合は、小学校3年生以下から年少までの範囲の子どもをカウントします。
- 月の途中で入園した場合と月の途中で退園した場合の副食費は、次の式で求めた額とし、10円未満は切り捨てます。
○2号認定子どもの場合（※市外施設を利用の方は、施設へお問い合わせください。）
途中入所：副食費×途中入所からの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日
途中退所：副食費×最終利用日までの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日
○1号認定子どもの場合 施設へお問い合わせください。
- 児童福祉法の規定により、里親に委託されている児童の副食費は次のとおりとします。
1号認定子ども：徴収免除（階層2-2） 2号認定子ども：徴収免除（階層1）
- 市町村民税額は父母の税額を合算した額となります。
また、次のような方は、父母の税額だけでなく祖父母等の税額も合算される場合があります。
①祖父母が入所する児童または児童の父母を税金上や健康保険上扶養家族にしている場合。
②入所する児童が父母と別居し、祖父母と同居している場合。
- 父又は母等の税額が不明な方のいる未申告世帯の場合、課税資料がないため、表最下段の階層となりますのでご注意ください。
- 未婚のひとり親を対象に、階層の算定において寡婦（夫）控除のみなし適用を実施します。
（適用については、毎年度ごとに申請書と未婚であることを証明する書類の提出が必要となります。）